

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症
の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷など、身体への強い衝撃によって脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の症状が出る疾病である。その症状は、外見的にはわからないため、周囲の十分な理解を得るのが難しく、患者や家族は肉体的・精神的な苦痛を味わってきた。

近年、このような症状は脳脊髄液の減少に起因する場合があることが究明され、治療法として、自身の血液を硬膜外に注入して傷を修復する「ブラッドパッチ（硬膜外自家血注入）療法」の有用性が認められている。

国は、平成 19 年に厚生労働省において研究班を立ち上げ、平成 23 年には脳脊髄液減少症の一種である脳脊髄液漏出症の診断基準が定められた。また、平成 24 年には、脳脊髄液漏出症に対するブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され、平成 26 年 1 月の先進医療会議においては、当該治療法の有効率が 82%（症例 527 件中 432 件で有効）と報告されたところである。

さらに、現在、「外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究が進められている中で、ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれている。

よって、政府においては、下記の事項を早期に実現するよう強く要望する。

記

- 1 ブラッドパッチ療法を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において、18歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため、当該疾病に関する医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年（2015 年）12 月 10 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員